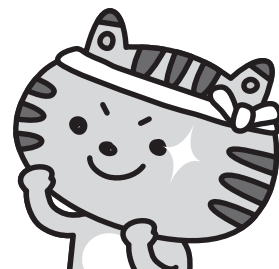


飲食店の時短協力金は課税対象です!



民商でしっかり 申告 税金 対策



確定申告の準備はいかがですか? 時短協力金は課税対象で税務調査の対象にもなります。民商でしっかり納得の対策をしましょう。

…… 2022年の税・保険料負担は? ……

例 時短協力金の受取総額1,000万円以上
課税所得800万円

- 所得税…………… 約120万円
- 住民税…………… 約80万円
- 国保料…………… 約100万円
- 個人事業税……… 約40万円

総額…………… 約340万円

※大まかな試算です。
実際は世帯構成等により変わります。

約3割



協力金は営業制限への補償であり、課税すべきではありません。「もらいすぎ」との批判も不当です。

民商

地域に根づいて70年。

民商おおさか



☎ 0120-22-0000

●商売に役立つ情報がいっぱい「全国商工新聞」月500円